機械器具 03 医療用消毒器 管理医療機器、特定保守管理医療機器、設置管理医療機器 包装品用高圧蒸気滅菌器(JMDN コート: 38671010)

ウドノ高圧蒸気滅菌装置 UM68

【警告】

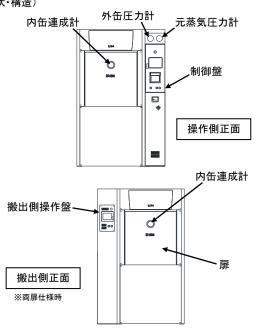
- ・装置、被滅菌物は高温になるためヤケドに注意する。
- ・圧力が異常上昇したら非常停止スイッチを押すか電源を切る。

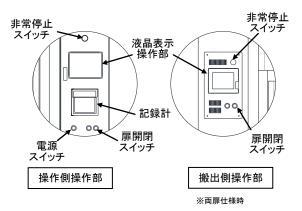
【禁忌·禁止】

- ・内缶連成計が「O」の時以外は扉を開放しない。
- ・槽内に引火性、爆発性物質を入れて使用しない。
- ・医療用器材以外の物は滅菌しない。
- 密閉されたものは滅菌しない。
- 消毒薬、蒸留水等の液体滅菌は行わない。

【形状・構造及び原理等】

(形状・構造)





(作動・動作原理)

この装置は、耐圧容器, 真空ポンプ, 配管類, 制御盤で構成しています。設備として、電源・蒸気・水・(RO 水)・排水を必要とし、予熱から完了までの動作(パルス真空・給蒸・滅菌・排蒸・パルス真空乾燥)は、各流体のセンサー・自動弁・コンピュータにより制御。運転記録は備付の記録計に記録。装置に異常が発生すると、安全な動作が制御されるとともにブザー音とエラー表示により作業者に危険を知らせます。

(設置方法)

取扱説明書記載の必要設備を準備。設置工事には「第一種圧力容器」の諸手続きが必要です。重量物運搬、配管・電気の接続、装置の組立等の作業は、装置を熟知した資格者が行う。

【使用目的、効能又は効果】

大気圧を超える圧力をもとに医療用器材を飽和蒸気滅菌する装置。

【品目仕様等】

| 項目 | 仕様 |
|-------|-----------------------------------|
| 缶体 | 最高使圧力:0. 3MPa |
| 制御機器、 | 温度表示:0~200℃ |
| 計器 | 圧力表示: −0. 1~0. 3MPa |
| | 記録計:内缶温度、内缶圧力、外缶温度のほか、運 |
| | 転開始などの時刻印字、異常メッセージなどのメッ |
| | セージ印字が可能 |
| 運転 | 一般工程、ボウィーディック工程、真空リークチェッ |
| プログラム | クエ程、自己診断工程、メンテナンス工程の全15プ |
| | ログラム。ユーザーにて滅菌温度を115~138℃ |
| | を0. 1℃単位で変更が可能。滅菌時間·乾燥時間 |
| | は0分1秒から99時間59分の間で変更可能。 |
| | ※滅菌温度・滅菌時間は滅菌を保証する時間では |
| | ありません。 |
| エアー | O. 3 μ mの微粒子に対するろ過効率 99.97%以上 |
| フィルタ | |

【操作方法又は使用方法等】

以下の手順の詳細は取扱説明書の「3. 取扱操作」をご参照ください。

- 1. 電源スイッチを押して電源を入れます。 (運転準備(缶体加熱)状態)
- 2. 内缶連成計が"O"であることを確認し、扉開スイッチを押して扉を 開放します。
- 3. 滅菌物をセットします。
- 4. 扉閉スイッチを押して扉を閉めます。
- 5. 始動スイッチを押して自動運転を開始させます。

 予熱→前真空→給蒸→滅菌→排蒸→乾燥→完了
- 6. 自動運転が終了し、完了表示・完了ブザーが鳴ります。
- 7. 内缶連成計が"O"であることを確認し、扉開スイッチを押します。
- 8. 扉を開放し、滅菌物を取り出します。
- 9. 扉閉スイッチを押して扉を閉めます。
- 10. 電源スイッチを押して電源を切ります。
- ※連続して使用する場合は、電源を切らないで下さい。
- ※両扉仕様の場合、6~9の操作を搬出側で行います。

取扱説明書を必ずご参照下さい。

【使用上の注意】

詳細は取扱説明書の「取扱い上の注意」をご参照ください。

- ・液体(水、薬液など)や油脂(油、グリス)、洗剤の付着したものは減菌しない。
- ・バイオロジカルインジケーターを用いて、滅菌条件を決定する。
- ・運転ごとにケミカルインジケーターの変色を確認する。
- ・定期的なキャリブレーション(計測器の精度校正)を実施する。
- ・扉を開けるときは、圧力計が"O"であるか確認する。
- 扉によるはさまれに注意する。
- ・滅菌物の取り出し時や搬送時にやけどに注意する。

【貯蔵・保管方法及び使用期間等】

(使用環境)

屋内設置型機器

周囲温度:5~40℃ 相対湿度:75%以下 標高:2000m以下

長期間使用休止する場合:各ユーティリティー元バルブは閉め、 水分を無くして下さい。(腐食による不具合の防止)

(使用期間)

① 装置耐用期間:12年

② 主な部品の耐用年数

・真空ポンプ 5年
 ・扉駆動用エアーシリンダ 5年
 ・シーケンサ 6年
 ・液晶ディスプレー 6年
 ・記録計 6年

※耐用年数は保証期間ではありません。取扱説明書や添付文書に記載された注意事項、保守に係る内容を守り、正しく使用した場合の平均的な年数となるため、使用環境や使用頻度、使用方法により異なります。

【保守・点検に係る事項】

(使用者による保守点検事項)

詳細は取扱説明書の「12. 保守・点検」、「第一種圧力容器自主検査記録」をご参照ください。

① 毎日の点検項目(運転前の装置が冷えた状態で実施)

・滅菌槽 布などで水拭き清掃する。
 ・弁類及び配管部 目視による漏れの確認
 ・扉パッキン 目視による割れ・キズの確認
 ・圧力計 目視による"O"精度確認
 ② 週間の点検項目(運転前の装置が冷えた状態で実施)

・槽内ストレーナ網の清掃

エアーコンプレッサー ドレーン抜きする。

※装置の仕様によっては付属されていない場合があります。

③定期自主検査(運転前の装置が冷えた状態で実施)

【ボイラー及び圧力容器安全規則】にもとづく点検を毎月実施し、記録を3年間以上保管する。

※詳細は「圧力容器自主検査記録」参照。

・滅菌槽, 扉目視による割れ・損傷の確認・扉締め付けボルト等のゆるみ、摩耗の確認

・扉パッキン 損傷・劣化の確認・真空ポンプ グリスの補充

 ・安全弁
 破損・漏れ・腐食の確認

 ・圧力計
 損傷・腐食・誤針・動作確認

 ・配管
 損傷・漏れ・緩み・腐食の確認

(4)性能検査(厚生労働省の指定する代行機関で受験)

【ボイラー及び圧力容器安全規則】にもとづく性能検査を年1回受験 し、検査証を更新する。

(業者による保守点検事項)

・全般缶体の清掃、各所のグリスアップ・配管ストレーナ年に1回以上の分解清掃・スチームトラップ年に1回以上の分解清掃

 ・圧力計
 点検・交換

 ・安全弁
 分解整備

 ・扉パッキン
 点検・交換

 ・エアフィルター
 点検・交換

 ・減圧弁
 点検整備

・ドアシリンダー 1~3年に一度整備点検

※部品の交換時期は目安です。使用の頻度、設備周辺の条件により 異なります。実際に使用していく中で交換時期を判断する。 ※装置の仕様によっては付属されていないものがあります。

【包装】

1 台

【製造販売業者及び製造業者の氏名又は名称及び住所等】 製造販売業者及び製造業者

名 称:株式会社ウドノ医機 楢原工場

住 所:東京都八王子市楢原町1453-2

電話番号:042-625-3661

(問い合わせ先) 株式会社ウドノ医機

東京都八王子市元横山町2-1-9 電話番号:042-642-6153